

2023年2月6日

会員 各位

公益社団法人日本理学療法士協会
懲戒委員会 委員長 金子 操

懲戒委員の立候補受付について（お知らせ）

この度、懲戒規程第4条にもとづき、懲戒委員の立候補を下記のとおり受け付け致します。

立候補を希望される方は、要領をご確認の上、3月31日（金）までに所定の立候補届を本会事務局にご提出ください。

※懲戒規程：令和4年4月1日公布、令和5年度定時総会終結の時から施行（第4条のみ当該定時総会を5ヶ月遡る日から施行）

記

【立候補要領】

1. 資 格

各都道府県理学療法士会の推薦を得た、原則として各都道府県理学療法士会の理事、監事及び役員の経験がある本会正会員。但し、以下に該当する者を除く。

- (1) 未納会費がある者
- (2) 本会から懲戒処分を受けた者
- (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (4) 禁固以上の刑に当たる刑につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者
- (5) 逮捕又は勾留されている者
- (6) 本会代議員及び事務局職員

2. 定 員

各都道府県理学療法士会につき1名

3. 任 期

2023年度定時総会終結時～2025年度定時総会終結時

但し、上記任期満了時に審査中の事案がある場合、当該事案に関わる審査が終結する日まで

4. 手続き

立候補する会員は、下記提出先へ3月31日（金）迄に所定の「立候補届」に必要事項を記入の上、電子メールでご提出ください。なお、所属する都道府県理学療法士会から推薦を得るには一定程度の期間を要することが想定されるため、極力早めに所属都道府県理学療法士会にご連絡ください。

5. 提出先・問合せ先

公益社団法人日本理学療法士協会 事務局 管理部 総務課

〒106-0032 東京都港区六本木 7-11-10

e-mail : general@japanpt.or.jp

以上

【参考１：懲戒委員会の任務及び懲戒委員の職務】

懲戒委員会の任務及び懲戒委員の職務は以下とおり。

1. 懲戒委員会の任務

- ・懲戒処分が必要と考えられる本会会員による事案について審査し、必要な処分を決定する。

2. 懲戒委員の主な職務

- ・懲戒委員会のもと開催される部会（年度ごと２回程度）に出席し、事案の審査を行い、処分を決定する。但し、部会に出席すべき委員は委員長により選出され、必ずしも部会に出席するとは限らない。

【参考２：懲戒規程（抜粋）】

（懲戒委員会の任務）

第３条 懲戒委員会は、第１１条に定める事案について審査し、必要な処分を決定する。

（委員の職務）

第６条 委員長は、委員会を統括し、懲戒委員に対する研修の機会を設け、審査結果に偏りが生じないよう最大の注意を払うものとする。

- 2 委員は、第１２条に定める部会に出席すべき委員に選出されたときは、第１０条に定める懲戒処分が必要と考えられる所属会員からの必要な事情聴取及び審査を行う。

（事案の報告）

第１０条 都道府県理学療法士会会長は、懲戒処分が必要と考えられる所属会員による事案が発生したときは、速やかに本会会長に報告する。

（事案の審査依頼）

第１１条 本会会長は、前条において報告を受けた事案について、懲戒委員会に審査依頼をする。

（部会）

第１２条 委員会は、前条の審査依頼を受けたときは、部会を開催する。

- 2 委員長は、前項の部会に出席すべき委員を選出する。
- 3 前項の手続きについては、別に定める。
- 4 部会の議長は、委員長が務めるものとする。
- 5 部会では、懲戒対象者に対し弁明の機会を与えなければならない。
- 6 部会は、必要に応じて、事前に外部有識者の助言を求めることができる。
- 7 審査結果は、全員一致を原則とする。